

議事要旨(2) IASB 公開草案「IFRS の年次改善」に対するコメント対応について

冒頭、加藤副委員長より、年次改善の趣旨の説明及び公開提案に対するコメント案について検討を行っていただきたい旨の説明があり、審議事項(2)に基づいて、星野専門研究員より公開草案の内容及びこれに対するコメント案についての説明が行われた。

その後の委員等からの主な発言内容は以下のとおりである。

・あるオブザーバーより、IFRS1 の初度適用において、例外的な取扱いを認める方がよいというのが事務局のコメントの方向性であると思うが、例外的な取扱いにより作成者にどのような手間が省けることになるのか、また、それにより本来 IFRS1 を適用することにより得られたはずの情報が失われることはないのかという質問があった。

これに対して事務局より、以前の IFRS 適用時点から、次の再適用までの間隔が 1, 2 年程度の短期であれば、再度 IFRS1 を強制適用するよりも企業内部に有する情報を用いてあたかも継続的に IFRS を適用していたように財務諸表を作成する方が作成者にとって容易である場合もあると考えられるため、これに対する便宜を図る方が良いという趣旨である旨の説明がなされた。また、例外的な取扱いの許容により利用者にとって得られたはずの情報が失われるということはないのかとの説明がなされた。

・ある委員より、IFRS に準拠している旨の明示的かつ無限定の記述をしていなかった場合とあるが、IFRS をカーブアウトして適用する場合どのように取り扱われるのかという質問があった。

これに対して事務局より、カーブアウトして適用されている場合は、IFRS に準拠している旨の明示的かつ無限定の記述がなされる状況にあたらなないと考えられるとの説明がなされた。

・ある委員より、IAS 第 1 号修正案については、会計方針等を変更した場合に要求される比較期間の期首の財政状態計算書を開示する趣旨と関係するが、任意で 2 期前の包括利益計算書や財政状態計算書を開示している場合には、会計方針の変更や表示方法の変更を行った場合には開示される比較情報はすべて遡及適用や修正再表示の対象となるので、結果として、2 期前の期末の財政状態計算書と要求される前期首の財政状態計算書は同じ数値の情報開示がなされることになると思うが、この場合も前期首の財政状態計算書開示が求められるのかという質問があった。また、修正案において、開示する比較情報の期間の記述で「最低限」という表現を盛り込んでいるため、要求されている比較期間の説明と期首財政状態計算書の表示を求めていることとの関係が分り難いので、「最低限」という表現を削除するなどの工夫が必要ではないかという意見があった。

これに対して事務局より、任意に開示した場合には 2 期前の期末と前期首の財政状態計算書の両方が求められるということも考えられるが、そうした点については実務運用において解決されるものではないかとの説明がなされた。

最後に、西川委員長から、コメント案の表現について引き続き検討を行う旨の発言があった。

以 上